

令和8年自転車指導啓発重点路線

【津久井警察署】



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 国道413号

東原宿交差点～両国橋 【令和7年中 自転車関連事故4件】

【選定理由】

- 一部路線が東京2020オリンピック自転車ロードレースのコースに指定され競技が実施されたことから、ロードバイク愛好家が平日、週末を問わず増加し、自転車に関連する事故が昨年同様に多い傾向にある。
- 三ヶ木地区での自転車関連事故が多い傾向にあり、通学時の自転車を運転する際の歩道通行、ながら運転をする者が多くマナーも悪いため。

② 県道48号（鍛冶屋相模原）

川尻橋～新小倉橋東側交差点 【令和7年中 自転車関連事故3件】

【選定理由】

- 市街地を縦断している路線であり、平日、週末ともに交通量の多い路線である。
また、路線周辺に住宅街が多いことから、自転車利用の高校生の通学路となっており、自転車関連事故が多いため。

よく見られる自転車利用者の違反形態

①の路線で、

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- ロードバイクによる併進走行

②の路線では

- 一時不停止、信号無視
- の通報があります。



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 歩道は、歩行者優先！「自転車は乗れば車の仲間入り。」
自転車が通行できる歩道でも、**車道寄り**をすぐに**止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- ながら運転は危険！
片手運転になったり、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 「止まれ」は確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では一時停止しましょう。